

訪問看護（介護予防訪問看護）

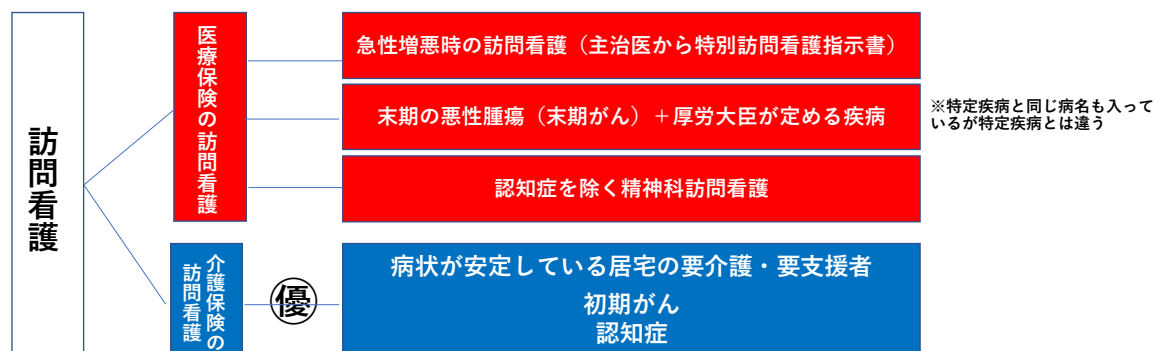
病状が安定している居宅要介護者等について、その者の居宅において看護師その他厚労省令で定める者により行われる療養上の世話または必要な診療の補助をいう

訪問看護の内容 8つ

1. 病状の観察と情報収集
2. 療養上の世話（排泄、食事などの支援）
3. 診療の補助（バイタルサイン測定、状態観察、薬剤管理など）
4. 精神的支援
5. リハビリテーション ※訪問リハビリだけがリハビリを行うのではない
6. 家族支援 ※本人だけでなく家族支援も行う
7. 療養指導
8. 在宅での看取りの支援 ※看取りも行う（ターミナルケア加算）

1

訪問看護（介護予防訪問看護）



※訪問看護費は算定しない⇒医療保険になる(①・②)、介護保険の訪問看護は算定できない(③・④)

- ①末期の悪性腫瘍その他厚労大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の対象となるため、訪問看護費は算定しない
- ②指定訪問看護を利用しようとする者の主治医が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間限って、訪問看護費は算定しない
- ③利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護等を受けている間は、訪問看護費は算定しない
- ④退院・退所日については、特別管理加算の対象者を除き、訪問看護費は算定できない（主治医が必要と認める場合は算定可）

2

訪問看護（介護予防訪問看護）

主治医による訪問看護指示書の交付



看護師等による訪問看護計画書の作成



利用者の同意・交付



看護師等による訪問看護報告書の作成

※開始時には訪問看護指示書が必要
（特別訪問看護指示書とは違う）

※病院・診療所の場合は
・指示書
・計画書
・報告書は診療記録(カルテ)記載でOK

※報酬単位
訪問看護 ○○単位/回
定期巡回・随時対応サービス連携型 ○○単位/月

有効期間

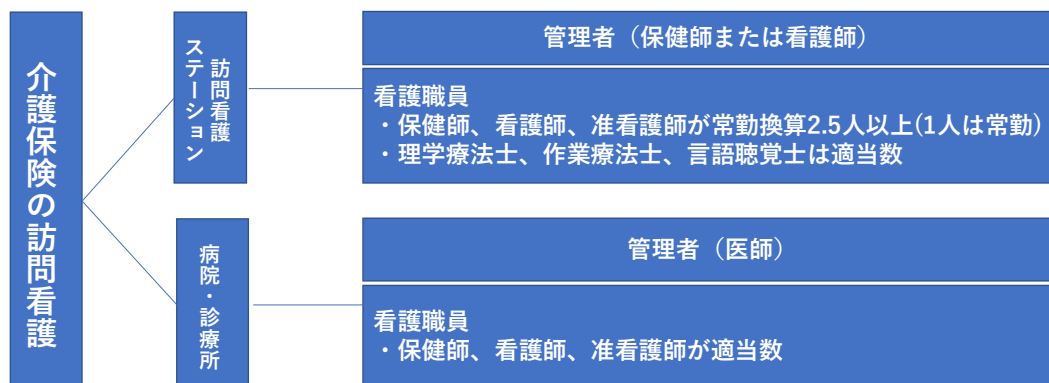
訪問看護指示書（介護保険）	6ヶ月以内
特別訪問看護指示書（医療保険）	14日以内

※原則月1回。月2回まで認められるものがある。
気管カニューレ使用、真皮を越える褥瘡は月2回（最長28日間OK）

3

訪問看護（介護予防訪問看護）

人員基準



訪問看護ステーションと病院・診療所で若干の違いがある
ポイントは2つ。①2.5人、②PT・OT・STさんも訪問看護を行うことがある

4

よく出る加算・減算

	名称	内容
加算	緊急時訪問看護加算	24時間の連絡体制をとっている事業所が、利用者にその旨を説明し緊急時の訪問看護の利用についての同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合。1人の利用者に対し1か所の事業所にかぎり算定できる。
	特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合 在宅療法(悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿)
	ターミナルケア加算	24時間の連絡体制確保など一定の基準に適合する事業所が、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。
	看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算を算定している割合に応じて算定
減算		准看護師が訪問看護を行った場合
		事業所と同一建物、敷地内、隣接する敷地内に居住する利用者に訪問看護を行った場合

5

問題 42 訪問看護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 特別訪問看護指示書があるときは、7日間に限り、医療保険による訪問看護を提供することができる。
- 2 訪問看護事業を行う事業所は、指定訪問看護ステーションに限られる。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。
- 4 訪問看護の根拠法には、高齢者の医療の確保に関する法律も含まれる。
- 5 利用者が短期入所療養介護を利用している場合には、訪問看護費は算定できない。

6

問題 41 介護保険法による訪問看護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 要介護認定者であれば、主治の医師の指示は必要ない。
- 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によっても提供される。
- 3 訪問看護の内容は、療養上の世話又は必要な診療の補助である。
- 4 原則として、健康保険法による訪問看護より優先的に適用される。
- 5 心身の機能の維持回復を目指すものであり、要介護状態の悪化防止は含まない。

7

問題 44 訪問看護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護保険の訪問看護費は、看護小規模多機能型居宅介護と併用して算定できる。
- 2 看護師は、臨時応急の手当を行うことができる。
- 3 訪問看護事業所の開設者は、医療法人及び社会福祉法人に限られる。
- 4 急性増悪時に主治医が交付する特別指示書の有効期間は、14日間である。
- 5 看護体制強化加算は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の各々について一定の要件を満たした場合に認められる。

8